

芽室町では、町内で病児保育が開設されるまでの期間、町外の病児保育を利用した対象者に対し、利用料の半額助成を継続します。

サービス名	サービスの内容	対象者	申し込み方法	問い合わせ
<p align="center">病児保育 利用料の助成</p>	<p>町外にある病児保育施設の利用に対し、かかる費用の半額を助成</p>	<p>芽室町の保育支給認定を受けた保育を必要とする児童（2号認定、3号認定）及び、家庭の事情により町の保育支給認定を受けた児童に準ずると確認できた場合で、疾病による急性期にあり、所属している保育施設等に通所できない児童。</p>	<p>病児保育施設の登録料や利用料の領収書と、助成金の振込先が確認できる保護者の預金通帳、印鑑を持参の上、児童係で手続きをしてください。</p>	<p>子育て支援課 児童係 62-9733 (内線 171)</p>